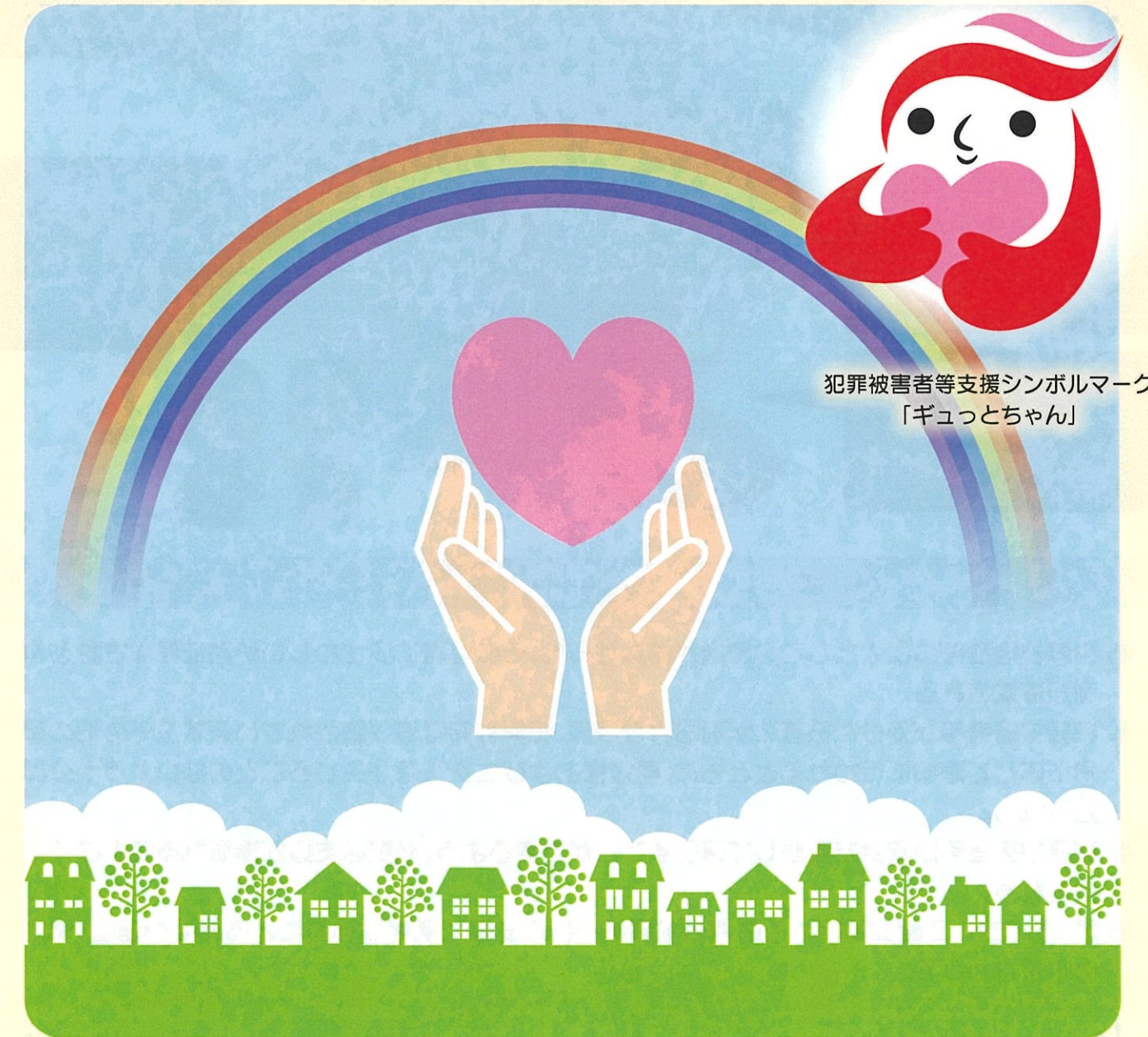


窓 口	内 容	連絡先	相談時間
総合相談	犯罪被害者等総合相談窓口 福井県 県民安全課	相談に対応し、関係機関の情報提供・橋渡しを行うなど総合的な対応を行います。 0776-20-0730	平日8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)
	警察安全相談電話 県警察	犯罪や事故の発生に至っていないことでも相談に応じます。 #9110 または 0776-26-9110	24時間365日
	(公社) 福井被害者支援センター 県警察分庁舎内	電話相談、カウンセリング、付き添い支援など各種支援を行います。 0120-783-892	月曜～土曜 10時～16時 (祝日、年末年始を除く)
性 犯 罪	性犯罪被害相談電話 県警察	性犯罪被害に関する相談に応じます。 #8103 または 0120-292-170	24時間365日
	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」 福井県済生会 病院内	性犯罪・性暴力被害者の支援を行っています。医師、臨床心理士、看護師などの職員が対応します。 #8891 または 0776-28-8505	24時間365日
D V	福井県配偶者暴力被害者支援センター 福井県生活学習館 総合福祉相談所 各健康福祉センター(県内7ヶ所)	DVに関する相談に対応します。 #8008 または ①0776-41-7111 ②0776-24-6261	①火～日 9時～16時45分 ②平日 8時30分～17時15分 (夜間 毎日17時15分～22時)
	男性DV相談 総合福祉相談所	男性が被害者となるDVの相談に対し男性相談員が対応します。 080-8690-0287	第1～4水曜日 9時～13時
子 ども	ヤングテレホン 県警察	犯罪被害、非行、いじめなどに関し、少年や保護者等からの相談に対応します。 嶺北 0120-783-214 嶺南 080-6358-4970	平日8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)
	24時間子どもSOSダイヤル 福井県教育委員会	いじめや暴力行為等の相談に対応します。 0120-0-78310	24時間365日
児童虐待	児童相談所虐待対応ダイヤル 総合福祉相談所 敦賀児童相談所	児童虐待の通告に対応します。 189	24時間365日
交通事故	交通事故相談所 福井県 県民安全課	交通事故に関する相談に対応します。 0776-20-0518	月・火・木・金 9時～16時
労 働	労使相談センター 福井県 労働政策課	労働に関する様々な問題について、随時相談に応じます。 嶺北 0778-22-1006 嶺南 0770-22-1015	平日 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)
法律刑事	福井地方検察庁	被害者からの相談や事件に関する問い合わせ等に応じます。 0776-28-8744	平日9時～17時
	福井弁護士会	法律問題全般の相談に弁護士が応じます。 0776-23-5255	平日9時～17時

# 福井県犯罪被害者等支援条例



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョットちゃん」

この条例は、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が受けたさまざまな被害を早期に回復または軽減し、生活の再建が図られる社会の実現をめざして制定されました。

ふくい犯罪被害者等支援のうた  
「こころの声」

企画・制作  
公益社団法人福井被害者センター  
<https://www.fvsc.jp>



↑ご視聴はこちらから

福井県安全環境部県民安全課

TEL:0776-20-0745 FAX:0776-20-0633

Eメール:kenan@pref.fukui.lg.jp ☎910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

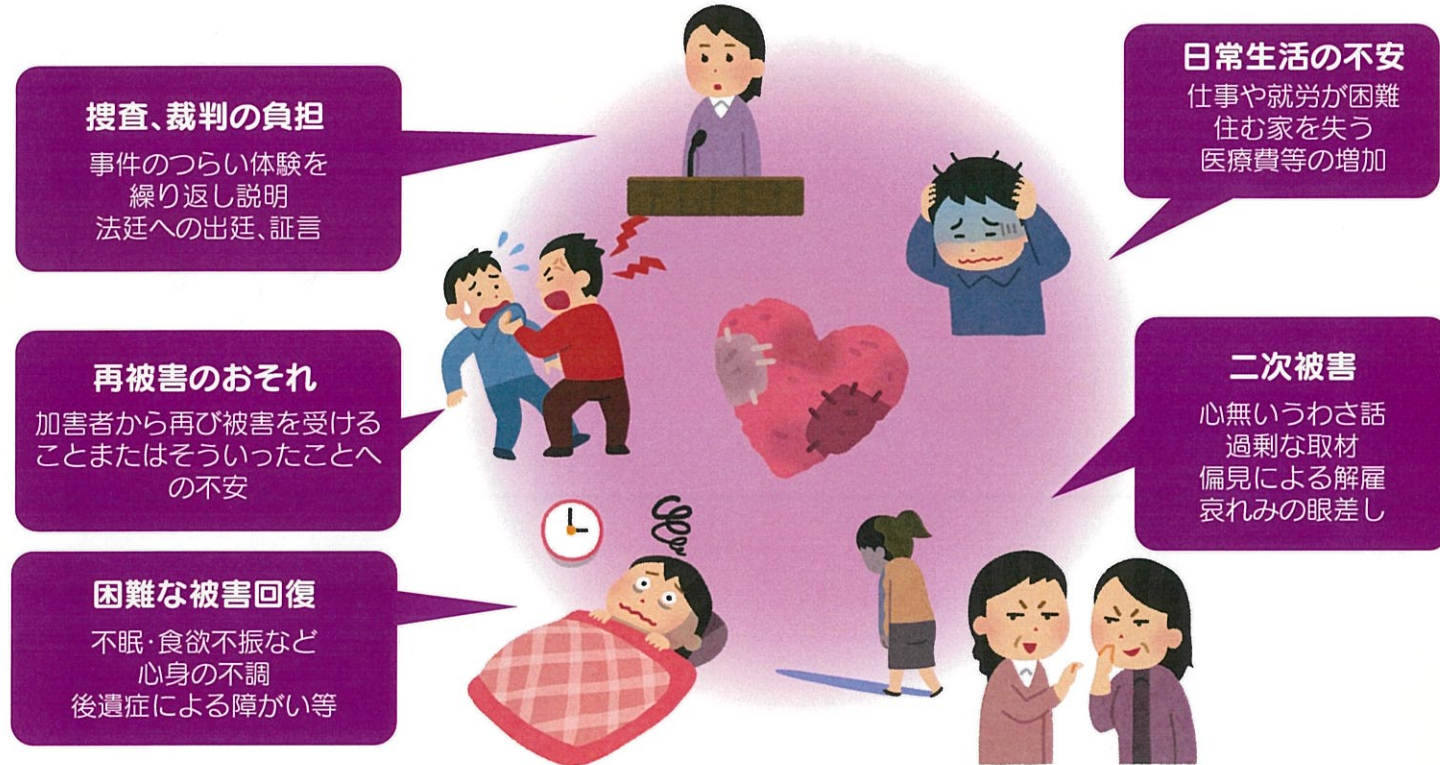


福井県



## 犯罪被害者等を取り巻く環境

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、様々な困難を抱えることとなります。



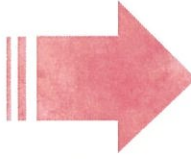
## 条例の基本理念について

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される
- 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮される。
- 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供される。
- 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携、協力の下で行われる。

## 私たちに求められることは

### 二次被害の防止

犯罪被害者等は、周囲の偏見や心無い言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、精神的な苦痛、身体の不調等に悩まされることがあります。このような二次被害を防ぐためにも、犯罪被害者等に寄り添う行動を心がけましょう。

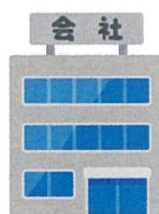


#### 県民の行動例

- 挨拶など普段通りに接する
- 求められたときに話し相手になる
- 相談窓口を紹介する

#### 事業者の行動例

- 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得(受診、裁判傍聴等)の配慮
- 雇用環境や福利厚生制度の整備
- 従業員を対象とする普及啓発や研修の実施



## 様々な支援施策を行います

### 相談および情報の提供等

犯罪被害者等から相談があった場合に、利用できる制度や相談機関、刑事手続き等に関する適切な情報提供を行います。

### 経済的負担の軽減

経済的負担の軽減を図るため、医療費や弁護士相談費用等の公費負担、犯罪被害給付制度などの施策を実施します。

### 令和3年度に福井県犯罪被害者等生活支援金給付制度が新設されました

故意の犯罪行為(過失犯を除く)により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して生活支援金を給付します。

※福井県内に住所を有する方で、前年の合計所得金額が300万円未満の方

- 遺族生活支援金(60万円)
- 重傷病生活支援金(20万円)

問い合わせ先  
福井県警察本部県民サポート課被害者支援室  
TEL.0776-22-2880(代表)

### 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供

犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図るため、カウンセリングの実施や、日常生活の支援に関する情報提供などの施策を実施します。



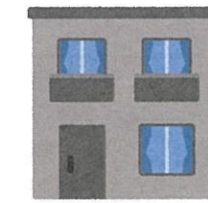
### 安全の確保

犯罪被害者等の安全を確保するため、再被害の防止のための措置や、ストーカー、DVへの適切な対応などの施策を実施します。



### 居住の安定

犯罪被害者等の住居の安定を図るため、県営住宅の優先入居などの施策を実施します。



### 雇用の安定等

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、職場環境に関することについて、労働相談等を行うなどの施策を実施します。



### 保護または捜査の過程における配慮等

保護または捜査の過程において関係者による二次被害を防止するため、女性警察官の配置などの施策を実施します。



### 県民の理解の増進

犯罪被害者等に対する理解を深め、偏見などの二次被害を防止するために、広報、学校教育等において必要な施策を実施します。

### 民間支援団体に対する支援

性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」など、民間支援団体に対する支援を実施します。

このほか、人材の養成や個人情報の適切な管理などの施策を実施します。

**県、国、市町、民間支援団体、その他関係機関が相互に連携・協力します**

